

**地域間交流支援(RIT)事業
沖縄県-シンガポール案件【コンテンツ】
海外出張調査およびミッション派遣にかかる専門家の公募**

2012 年 5 月 10 日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 横 尾 英 博

日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という)では、2007 年度より「地域間交流支援(Regional Industry Tie-Up: RIT)事業」を実施しています。RIT 事業「沖縄県-シンガポール案件」では、双方の産業交流を円滑に推進し、具体的なビジネス成果を得るため、国内実施主体である沖縄ゲーム産業振興ネットワーク(GION)と海外実施主体である Game Exchange Alliance (GXA)とで連携をとりながら、コンテンツ分野の現地ビジネス情報収集およびマッチング企業の発掘を目的とする専門家派遣を行います。ご関心のある方は下記公募内容をご確認の上、ご応募願います。

【案件概要】

沖縄県は、離島という立地不利性を克服するためコンテンツ産業の振興に注力しており、県内にはコンテンツ関連企業が集積しています。そこで、県内企業が海外からの資金調達や海外販路開拓を行うことを目的に、国際金融とアジアや市場のハブであり、かつイスラム市場へのゲートウェイとなるシンガポールとのビジネス交流を通じて、コンテンツの共同開発やプロジェクト創出等を目指していきます。

【参考1】RIT 事業について

RIT 事業では日本と海外の産業集積地・中小企業群・国内実施主体が協力して傘下企業の商談を支援することで、地域中小企業の国際化、ひいては地域産業の活性化に寄与することを目指します。

■2012 年度 RIT 事業採択案件一覧

<http://www.jetro.go.jp/news/releases/20120402532-news/list.pdf>

■RIT 事業について

<http://www.jetro.go.jp/news/releases/20120402532-news/outline.pdf>

■RIT 事業紹介 URL

<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/high-tech/rit/>

【参考2】国内実施主体について

国内実施主体である沖縄ゲーム産業振興ネットワーク(GION)は県内のゲーム開発業者 7 社

(2011 年 10 月 13 日現在)でつくる業界団体で、2009 年 10 月 1 日に設立されました。沖縄県から全国そして世界、特に大きなビジネスチャンスが広がるアジアを目指して発信する、優れたデジタルコンテンツビジネスの創出を目指し、交流事業の他、市場開拓支援、プロジェクト組成事業、コンテンツ人材育成事業を実施しています。

■国内実施主体紹介 <http://www.gion-okinawa.com/>

記

1. 応募資格

(1) 必須条件

- ① 日本在住である個人又は日本法人(登録法人)。
- ② 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- ③ 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
- ④ 個人にあつては本人が、法人にあつては本業務に従事する者が、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ⑤ 本事業及びジェトロ事業での契約実績がある場合、その業務内容等において重大な問題を起こしていないこと。
- ⑥ 実施主体の指示する派遣期間内での派遣に対応可能であること。

(2) 専門性(以下の条件を全て満たしていること)

- ① 交流対象分野、同周辺分野に精通しており、高度な専門的知見を有していること。
原則 15 年以上の実務経験を擁していることが望ましい。
- ② 該当する国内地域又は海外地域の当該分野のビジネス動向等について広い知見を有しており、現状を十分に把握していること。
- ③ 国内実施主体が設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れること。

(3) その他専門性(以下の条件を満たしていることが望ましい)

- ① 派遣先国・地域の技術・製品を客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有していること。
- ② ミッション派遣中の商談フォローおよび調査業務を円滑に執行できる十分な語学力(英語)を有すること。

(4) 留意事項

- ① 本業務は地域間産業交流の補完的役割を担うものであり、特定企業又は事業の利益に与するものではないことを確認すること。

2. 業務委託内容

(1) 派遣先での業務

- ① 派遣先国・地域における当該産業の現状を現場で調査し、国内地域の産業との共通点、相違点等を分析し、交流の接点を発掘する。
- ② 派遣先国・地域の企業ならびに海外実施主体等を訪問し、国内地域企業とのビジネスマッチングの可能性を見出す。また、ミッション団に対してビジネスマッチングのための各種アドバイスをを行う。

※ 訪問企業のアポイントメントの取得については、ジェトロ国内外事務所、国内実施主体が行う。

(2) 帰国後の業務

- ① 派遣先国・地域の企業情報を国内地域企業に提供し、ビジネスマッチングの支援を行う。
- ② 調査結果、企業・海外実施主体との協議結果等について本事業の国内実施主体に報告し、国内実施主体による国内外両地域間産業交流の事業計画の策定・更新の支援を行う。
- ③ ジェトロ又は国内実施主体が主催する報告会等において、速やかに調査結果を報告する。また、ジェトロに調査報告書を帰国後1ヶ月以内に提出する。
- ④ 本派遣とは別に、国内研究会等で本交流の促進に資する専門知識・情報の提供を依頼する場合がある。

3. 募集人数

1名(派遣経費・活動費をジェトロで負担)

4. 派遣回数

2012年度 2回程度 (2012年6月頃および12月頃を予定)

※派遣期間・回数は進捗状況を見て、実施主体と随時相談のうえ決定します。

※本事業の予算等の都合により事業継続が不可能なときは、一部派遣の中止もあり得る。

5. 派遣先国・地域

シンガポール

6. 派遣形態

ジェトロと個人、又は個人が所属する企業・団体等と専門家派遣協定書を締結する業務委託方式

7. 派遣旅費等

(1) ① ジェトロの外国旅費規程に基づき、日本一派遣先国間の航空券(往復)を現物支給。

② ジェトロの外国旅費規程に基づく宿泊料、日当を支給。

又は、

(2) ① ジェトロの外国旅費規程に基づき、旅行代理店が手配するパック旅行(宿泊料、航空券等を含む)を現物支給。

② ジェトロの外国旅費規程に基づく日当を支給。

※ 現地活動に必要な通訳費や車両借り上げ費等はジェトロが負担。

※ 本派遣とは別に、国内研究会等で本交流の促進に資する専門知識・情報の提供を依頼する場合がある。その場合は、ジェトロ規程に基づき、講師謝金を支払うものとする。但し、名目・実質にかかわらず本事業の実施主体あるいは事務局の構成員の場合は、この限りではない。

8. 謝金

ジェトロの謝金等の支払い基準に関する内規に基づき、派遣期間中 1 日につき 2 万円の謝金を支給。

※ 国内から海外、海外から国内への移動日は除く。

※ 実施主体あるいは事務局の構成員が専門家となった場合は、この限りではない。

9. 応募方法

(1) 提出書類

① 申請書(法人契約の場合は、契約締結者欄に法人の情報を記入)

② 会社概要(法人契約の場合のみ)

(2) 提出方法

2012 年 5 月 24 日(木)17:00 までに、必要書類を下記のアドレスに電子メールで提出(郵送の場合は必着のこと)。

※ FAX での提出は受け付けておりません。

※ 提出書類は返却いたしません。

(3) 提出先

ジェトロ沖縄貿易情報センター(担当:坂田)

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター609 号室

Mail: oki@jetro.go.jp

※ 電話や FAX でのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

10. 応募期間

2012 年 5 月 10 日(木)～5 月 24 日(木)17:00

11. 選考手続き

- (1) 第一次選考:書類選考、第二次選考:面談(書類選考の上、別途日時を連絡。)
- (2) 選考結果は採否のみを応募者本人に通知します(法人契約の場合も同様)。なお、採否理由はお答えできません。

12. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および派遣手続きのために利用します。

13. 担当部課

ジェトロ沖縄貿易情報センター(担当:坂田)

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター609 号室

Mail:oki@jetro.go.jp

※ 電話や FAX でのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイト上で公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）